

東松島市の取組／環境未来住宅コンペ・柳の目西地区災害公営住宅 Action in Higashimatsushima-shi ／Environment Future House Competition・Yanaginome South area Public Housing for disaster

連 健夫¹⁾ 片倉 隆幸²⁾
Takeo MURAJI Takayuki KATAKURA

1) (有) 連健夫建築研究室 代表、工修、AA 大学院優等学位 Muraji Takeo Architectural Laboratory, President, ME, AAGrad.Hons.Dip.
2) 片倉隆幸建築研究室 代表、Takayuki Katakura Architect & Associates, President

東松島の災害復興の取組みとして、筆者が関わった「環境未来住宅コンペ」と「柳の目西区災害公営住宅」を報告する。東日本大震災からの住宅再建政策の一環として、東松島市が共催団体として関わった「環境未来住宅コンペティション in 東松島市」は、実施設計コンペとして平成 26 年 7 月～12 月に開催された。1 次審査通過者 10 名に対して東松島市の復興政策の説明や見学、現地訪問といった被災地の現状を参加者が知る機会を持つなどの工夫は見られたが、発注者を受賞発表後に募るという枠組であったため実施には至らなかった。しかし、この筆者らと東松島市の担当者とのやり取りをきっかけに、筆者と地域賞受賞者に柳の目西地区災害住宅のアドバイザーとして平成 28 年 11 月～関わることになった。ここでは、住宅地計画の方針設定、具体的な設計提案を行った。提案が反映されたものとそうでないものがあるが、基本方針について、行政、実施設計を担う組合とアドバイザーの 3 者が共有することができた。

住宅再建、実施設計コンペ、災害公営住宅、住宅地計画、共有 Reconstruction of Housing, Practical Design Competition, Public Housing for disaster, Residential area Planning, Concept Sharing

■背景：東松島市は東日本大震災において死者 1109 人、行方不明者 25 人、家屋被害は 14579 件（罹災者証明発行

件数）の大きな被害を受けた地域である。※1

災害復興事業として、被害が甚大であった 7 つの集落を移転促進区域に指定し、内陸側の安全な丘陵地に 7 団地を整備する防災集団移転促進事業を実施した。この関連共催事業として、NPO 法人と一般社団法人が主催団体、東松島市が共催団体という枠組により、「環境未来住宅コンペティション in 東松島」が、下記のスケジュールで平成 26 年 7 月～12 月に開催された（図 1）。

- ・質疑期間：平成 26 年 6 月 2 日～7 月 16 日
- ・第一次審査受付：7 月 18 日～7 月 25 日
- ・第一次審査結果発表：8 月上旬
- ・第二次審査対象書類提出、現地視察：9 月 6 日～8 日
- ・実施設計審査資料提出：10 月 28 日
- ・作品発表会、市民交流会：11 月 29 日
- ・作品発表：12 月中旬
- ・授賞式：12 月 7 日授賞式

■コンペの特徴

このコンペは、誰でもが参加できる公開実施コンペであり、全国から参加できる枠組みであった。また学生部、一般部という応募部門が用意され、建築教育にも配慮されていた。この中で、1 次審査通過者 10 名に対して、松島市の復興政策の説明や見学、現地視察、交流会といった被災地の現状を知る機会や市民、行政、専門家、住宅関連業者間の交流を持つなどの工夫があった。また東松島市が掲げる「環境未来都市構想」に沿った次世代の家づくりとして、環境配慮・低炭素化に配慮することを求めている、自然エネルギー利用の促進を意図していたことも特徴と言える。また 2 次審査での模型や図面は、

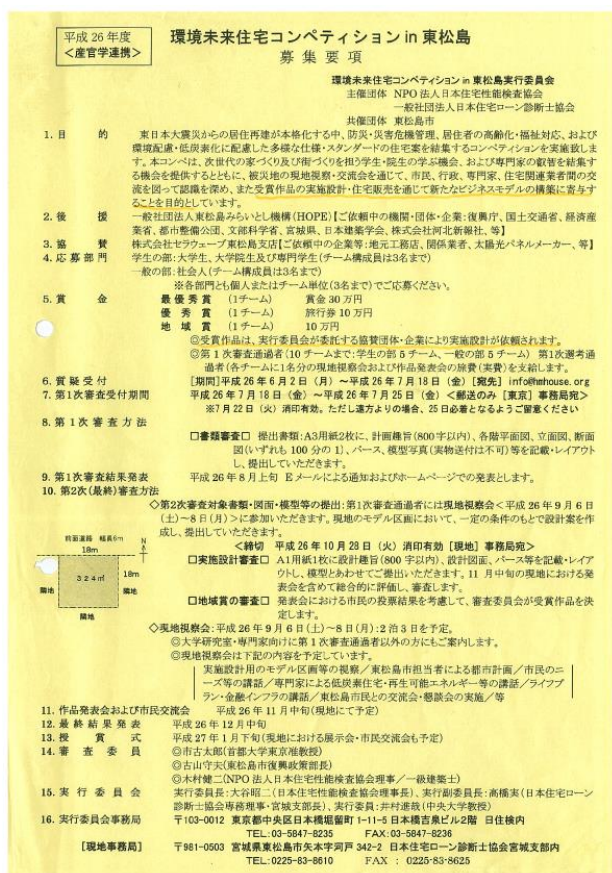


図 1：環境未来住宅コンペティション募集要項

東松島市図書館で1週間展示され、一般市民が投票できるという市民参加の仕組みも用意されると共に、市民センターで公開の授賞式として開かれた形で実施された。



1次審査通過者に対して行われた復興事業の現況説明



復興事業関連施設の見学、コンペ対象敷地訪問



東松島市図書館で行われた第一審査通過作品展示
(写真は、地域賞を受賞した「ポケットファームハウス」(設計:片倉隆幸))



展示会場に置かれた投票箱



市民会館での公開授賞式

■コンペの結果

全国か、学生部門に6組、一般部門に26国の計32組の応募があった。その応募作品から市古太郎氏(首都大学)、古山守夫氏(東松島市)の審査により、10組の作品が7月31日に選出されました。

2次審査は、11月に1次審査通過者10組によってプレゼンテーションを行い、市民の投票結果も考慮して、審査委員によって選ばれた。筆者は最優秀賞に選ばれ、他の受賞者と共に、12月には市民会館にて事務局から案の説明と共に公開授賞式が行われた。



最優秀賞を受賞した「井の字型ハウス」(設計:連健夫)

■実施設計に至らなかった理由

受賞後に実行委員会から、これから公益的事業組合を作って住宅建設を受注する、また受賞作品に関する受注は事業組合規定に基づいて行うとの説明があった。つまり、募集時において、実施設計コンペの体裁であるにも関わらず、発注者が確定していない枠組だったのである。また受賞作品が事業組合の規定に基づくことについては募集要項には記していないという齟齬があった。筆者と地域賞受賞者は、この懸念を指摘すると共に協議調整を申し入れたが、実行委員会からは回答が得られないまま、平成27年3月に活動が終了したとの連絡があった。

■東松島市の対応

上記の理由で、実施設計に至らなかったことについて、東松島市の担当者からは、市は直接的に責を負う立場にはないが協賛団体であり、当コンペの落ち度を認め、今後、このような実施設計コンペをする場合には、建築設計関連団体等の専門家の協力を得て実施するとの話があった。また受賞作品案について、何らかの形で実施されることが望ましいとの話があった。

■柳の目西地区災害公営住宅アドバイザー

コンペ受賞作品の評価と経緯により、筆者と地域賞の受賞者の片倉隆幸氏に柳の目地区（計画時区域面積、約39000㎡、宅地92戸）の災害公営住宅建設のアドバイザー業務が平成29年7月に、地元工務店協同組合から委託された。市は公営住宅の発注者、組合は建設受注者という枠組みである。当初予定としては、平成29年に基本設計、平成30年初旬に実施設計、積算、許可申請、7月から着工であるが、土地取得の状況もあり遅れる状況にある。



■アドバイスの内容と共有のプロセス

我々が提案した基本方針は

- ① 会話が生まれる気持ち良い住宅地
- ② 東松島市らしい住宅、統一感のあるデザイン
- ③ 使いやすく、コンパクトで無駄のないデザイン。



組合メンバーとの
ミーティング

模型で意見交換

であり、これを共有すべく、最初の訪問では、組合役員とミーティングを行い、意見交換と共に、組合担当メンバーへの説明を依頼した。次の訪問では組合担当者メンバーも含めて、材料サンプルを持参して仕上も含めて意見交換を行った。この中で見えてきたのは、災害公営住宅において以前に使ったことが無い材料や納まりに対して、多くの質問が来たことである。意見交換により、理解が深まり、市に対しては理解が得られるよう説明をしていくと前向きな反応を得ることができた。また併せて組合メンバーと災害公営住宅の事例を見学し、説明を受けた。このやり取りの中で、提案について何が実現困難か、何が実現しやすいのかが見えてきた。



既存災害公営住宅の見学 材料サンプルを用いての意見交換

そして、平成29年、3月月に行政担当者、組合メンバーを含めて意見交換をした。提案、模型、図面、イラスト、事例写真を用いて説明し、それに対しての質疑、意見を頂く形で実施した。過去に事例のない空間提案や材料については懸念が指摘されたが、模型や材料サンプル、事例写真は、具体的で分かりやすく、3つの基本方針については共有ができた。このミーティングでは我々の提案の1分の1の材料模型を組合メンバーが作ってきて説明した。我々の提案の良さや意味を組合担当者が理解してくれた現れと思えた。



行政担当者、組合メンバーとの意見交換会



組合メンバーが我々の提案を1分の1サンプルで制作して説明。



提案した街並のイラストパース



■まとめ（反映されたこと、そうでないもの）

一般に公営住宅は標準仕様書を基に前例を踏まえることが求められるが、より良い住宅と住宅地を作る上では、新たな提案が必要である。今回、アドバイザーとしての提案は、①設計プロセスにおいて居住者参加の機会を設け利用者のニーズをとらえた上で設計すること、②塀の無いオープン外構にして居住者間のコミュニケーションを促すこと、③ウッドデッキやポケットファーム、玄関ポーチの設置により会話が生まれるエレメントがあること、④リビングを中心にしたコンパクトなホール形式のプラン、⑤小屋裏収納や吹抜けなど断面的工夫、⑥木質感がある納まり、などの具体的提案を行った、この内、③④⑤⑥については、一部反映されるようであるが、他は、難しいようである。居住者からのクレームなどの懸念を避けるべく、前例に従う状況がある。これは、①の設計プロセスに何らかの形で居住者の参加が得られれば、意見交換の中で理解が深まり、懸念はなくなったのではないかと考えられる。

■強制力がない枠組みにおける協議調整の必要性

当プロジェクトにおいて筆者らはアドバイザーという役割であり、実施設計を担当する組合メンバーへの強制力はない、しかしながら、協議調整を経る過程で、理解が深まり、我々の提案を是非、実現させようと努力をしてくれている。つまり、強制力な無い枠組みのほうが、平行な関係において良いものについてざっくばらんに意見交換ができるので、結果的に提案が採用されやすいということが考えられる。

良質な建築、美しい街づくりには、専門家を交えた協議調整が必要であるが、これを再認識する機会となった。現在進行形のプロジェクトであり、今後どのようになるかは分からないが、少なくとも、方針については、行政と組合メンバーと我々アドバイザーの中で共有しており、完成が楽しい状況である。

※注 1,平成 26 年 3 月 1 日時点(出典:東松島市リーフレット 2014)